

令和3年度和歌山県障害者委託訓練事業
委託先選定のための企画提案募集要領

和歌山県立田辺産業技術専門学院（以下「田辺産業技術専門学院」という。）が実施する障害者委託訓練事業の委託先選定に係るプロポーザルの実施について、次のとおり定める。

なお、このプロポーザルによる委託先内定の効力は、プロポーザルの対象となる業務に係る厚生労働省との協議が整い、かつ、当該業務に係る予算が和歌山県議会において議決され、その予算の執行が可能となることにより生じるものである。

1 業務の目的及び内容

- (1) 実施する全ての職業訓練を通じ、受講者全員の就職促進を図ることを目的とする。
- (2) 職業訓練の内容は、別添「仕様書（集合訓練・障害者向け日本版デュアルシステム）」、「仕様書（e-ラーニングコース）」及び「個別仕様書」のとおりとする。
- (3) 企画提案を募集する訓練実施場所（地域）、訓練科、定員、訓練期間（以下「訓練コース」という。）は次のとおりとする。

（集合訓練）

分野 地 域	訓練 コース	IT 分野
御坊公共職業安定所管轄内	訓練科 定 員 訓練期間	OA事務初級科 10人 R3.9.16～R3.11.15
田辺公共職業安定所管内	訓練科 定 員 訓練期間	OA事務初級科 10人 R3.6.1～R3.7.30
串本公共職業安定所管内	訓練科 定 員 訓練期間	OA事務初級科 10人 R3.9.9～R3.11.8
新宮公共職業安定所管内	訓練科 定 員 訓練期間	OA事務初級科 10人 R3.9.17～R3.11.16

(障害者向け日本版デュアルシステム)

分野 地 域	訓練コース	IT 分野	介護分野
御坊公共職業安定所管轄内	訓練科 定員 訓練期間		介護実習科 10人 R3.6.8～R3.10.7
田辺公共職業安定所管轄内	訓練科 定員 訓練期間	実務作業科 5人 R3.9.1～R3.11.30	介護実習科 10人 R3.7.6～R3.11.5
	訓練科 定員 訓練期間	OA ビジネス科 10人 R3.9.24～R3.12.23	

(e-ラーニングコース)

分野 地 域	訓練コース	事務分野
御坊・田辺・串本・新宮 公共職業安定所管轄内	訓練科 定員 訓練期間	在宅ワーカー養成科 7人（随時開講）※ 3ヶ月

※「在宅ワーカー養成科」の定員は、和歌山県立和歌山産業技術専門学院が行う同様の訓練コースとの合計である。

2 応募の資格

次の各号に定める要件を全て満たす者とする。

- (1) 和歌山県内に本店又は支店その他の事業所を有していること。
- (2) 県税並びに消費税及び地方消費税に係る徴収金を完納していること。
- (3) 次のアからオまでのいずれにも該当しないこと。
 - ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定により一般競争入札の参加資格を有しない者。
 - イ 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条第1項又は第2項の規定による更正手続開始の申立てをした者又は申立てをされた者。
 - ウ 民事再生法（平成11年法律第225号）第21条第1項又は第2項の規定による再生手続開始の申立てをした者又は申立てをされた者。
 - エ 和歌山県から業務等に關し、指名停止又は資格停止を受けている期間中である者。
 - オ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2

条第2号に規定する暴力団又はその関係者（以下「暴力団等」という。）が経営している者又は暴力団等が経営に実質的に関与している者及び暴力団等に対する資金等の供給又は便宜の供与を行っている者。

- (4) 過去3年（平成30年度から令和2年度）の間に、受託しようとするカリキュラムと同等の教育訓練を実施した入校実績・修了実績を有する者であること。
- (5) 事業を適切に運営できる組織体制、職員数を備えており、教育訓練を実施するうえで必要となる教室、設備、備品等を所有又は賃貸借契約により常に使用できる状態であること。
- (6) 教育訓練を効果的に指導できる専門知識、能力、経験を有する講師が、講座を適正に運営するために十分確保されていること。
- (7) 「介護実習科」については、企画書提出時点で和歌山県介護員養成研修事業実施要綱（令和元年7月1日施行）に係る指定研修事業者であること。

3 プロポーザル実施スケジュール

内容	締切日時	提出物	提出先
事前説明会申込	令和2年12月11日（金） 15時まで	別紙1	
（説明会は令和2年12月16日（水）11時～12時（予定）に開催）			
質問受付	令和2年12月21日（月） 17時まで	様式自由	労働政策課 上村
（受けた質問は令和2年12月23日（水）17時までに回答する。）			
企画提案参加申込	令和2年12月24日（木） 17時まで	別紙2	田辺産業技術 専門学院
企画提案書提出	令和3年1月8日（金）	関係書類 一式	平代

※評価結果公表は令和3年2月上旬予定

4 事前説明会の開催（参加希望者のみ）

事前説明会の参加は応募の必須要件ではなく、希望者のみとする。

（事前説明会参加の有無は評価に影響しない。）

(1) 開催日時

令和2年12月16日（水）11時～12時（予定）

※12月15日（火）10時～12時の間でオンラインの疎通確認を実施する。

所要時間は5分程度。

(2) 開催方法

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、WEB形式にて開催する。

なお、当日の説明内容や質疑応答については、後日、労働政策課のホームページにて公表する。（環境が整わない等、WEBでの参加が難しい場合は、配信会場の和歌山県民文化会館4階403号室（和歌山市小松原通1-1）へ来所し、参加することも可とする。）

(3) 申込先

和歌山県労働政策課 上村あて

FAX：073-422-5004

Email：uemura_m0010@pref.wakayama.lg.jp

(4) 申込方法

別紙1によりFAXまたは電子メールで申し込みをすること。

申込締切日時：令和2年12月11日（金）15時まで

5 企画書募集に対する質問及び回答

このプロポーザルの実施内容について、次のとおり質問書を受け付ける。

(1) 質問期間

令和2年12月7日（月）～令和2年12月21日（月）17時まで

(2) 質問先

和歌山県労働政策課 上村あて

FAX：073-422-5004

Email：uemura_m0010@pref.wakayama.lg.jp

(3) 質問方法

FAXまたは電子メール（様式自由）にて質問すること。

(4) 回答

令和2年12月23日（水）17時までに、和歌山県労働政策課ホームページに掲載する。

6 企画提案の参加申込

このプロポーザルに参加しようとする事業者は、企画提案参加申込書（別紙2）を提出すること。

(1) 受付期間

令和2年12月7日（月）～令和2年12月24日（木）17時まで

(2) 申込先

和歌山県立田辺産業技術専門学院 平代あて

FAX：0739-22-3123

Email : hiradai_k0001@pref.wakayama.lg.jp

(3) 申込方法

別紙2によりFAXまたは電子メールで申し込みこと。

7 企画書の提出書類、提出部数及び提出期限等

6により企画提案参加申込書（別紙2）を提出した事業者は、1の(3)に示す訓練コース（実施地域、実施期間）ごとに企画書を作成・提出すること。

※「和歌山県役務の提供等の契約に係る入札参加資格に関する要綱」（平成20年和歌山県告示第1261号）に基づき競争入札参加資格者名簿に登載されている者は(2)ウ～オまでを省略することができる。

※令和2年度下半期の企画提案募集に参加し、田辺産業技術専門学院に(2)ウ～オを提出している者は、当該書類の提出を省略することができる。

※(1)サについては、田辺産業技術専門学院が実施した職業訓練については省略することができる。

※ 令和2年度に委託訓練を実施した訓練施設は(2)ケを省略することができる。

※(2)力に施設案内図・配置図が記載されている場合は、(2)キを省略することができる。

(1)訓練に関する提出書類（正本1部、副本1部を提出）

ア 障害者委託訓練企画書（様式1-1、2）

イ 障害者委託訓練の要素別点検表（様式2-1、2）

別添1 訓練実施施設の教室面積（平面図も添付すること）

別添2 パソコン設置状況とソフトウェア

※別添1、2は「e-ラーニングコース」の場合、提出不要

ウ 実施施設の概要（様式3）

エ 講師名簿（様式4）

オ 使用教材一覧表（様式5）

カ 訓練及び就職支援等実施内容（様式6）

キ 訓練実施予定表（様式7）

※上記キは「e-ラーニングコース」の場合、提出不要

ク 経費見積書（様式8-1～3）

ケ 実習予定先企業調書（様式9）

※上記ケは「障害者向け日本版デュアルシステム」のみ

コ 委託訓練カリキュラム（様式10-1～5）

サ 受託しようとするカリキュラムと同等の教育訓練を実施していることを確認できる書類（認定書、内定通知、契約書等）

シ 誓約書（別紙3）

(2)訓練実施施設の関する添付資料

- ア 雇用保険適用事業所設置届（写）（設置届を提出している場合）
- イ 資格取得者及び訓練実施施設責任者を常用雇用していることを確認できる書類等（写）（常用雇用している場合のみ）
 - (ア) 社会保険に加入している場合
 - 健康保険厚生年金保険被保険者標準報酬決定通知書（写）
 - (イ) 雇用保険に加入している場合
 - 雇用保険被保険者資格取得等確認通知書（写）
 - (ウ) 上記の保険に加入できない場合
 - 源泉徴収簿又は賃金台帳等（写）
- ウ 法人にあっては登記事項証明書、個人にあっては住民票（本人のみ、本籍・続柄不要）
- エ 和歌山県が発行した、県税（延滞金を含む。）の全税目に未納がないことを確認できる証明書
- オ 税務署長が発行した、消費税及び地方消費税に未納がないことを確認できる納税証明書
- カ 実施施設（実習等の再委託予定先施設を含む。）紹介パンフレット等
- キ 施設（自習室、男女別トイレ、障害者用トイレ、駐車場含む。）案内図・配置図
- ク 訓練実施施設（駐車場含む。）に関する不動産登記簿謄本又は賃貸借契約書等（写）
- ケ 写真（建物外観、教室、就職相談室、事務室、自習室、男女別トイレ、障害者用トイレ、駐車場等訓練に関係する施設）

(3) 提出期限

令和3年1月8日（金）まで

(4) 企画書の提出先

和歌山県立田辺産業技術専門学院

〒646-0011 田辺市新庄町1745-2

TEL：0739-22-2259

FAX：0739-22-3123

(5) 提出方法

直接提出（持参）又は郵送（書留で提出期限必着）とする。

(6) 提出に当たっての留意事項

- ア 企画書は、真に実施可能な訓練科の数を踏まえて提出すること。
- イ 受付時間は、平日の9時から17時まで（11時30分から12時30分を除く）とする。
- ウ 提出された企画書は、その事由の如何に関わらず、変更（和歌山県が補正等を求

める場合を除く。) 又は取消しを行うことはできない。また、返還も行わない。

- エ 提出された企画書は、提出者に無断で使用しない。
- オ 提出された企画書は、条例に基づく情報公開請求の対象となる。
- カ 応募者は、企画書の提出をもって、募集要領等の記載内容に同意したものとする。
- キ 応募に要する経費の全ては応募者の負担とする。
- ク 企画書の作成に当たっては、要領添付の様式を和歌山県ホームページからダウンロードし使用すること。
- ケ 「在宅ワーカー養成科」について、田辺産業技術専門学院及び和歌山産業技術専門学院の両方に企画書を提出する場合は、どちらかの産業技術専門学院にまとめて提出してもよいこととする。ただし、企画書は産業技術専門学院ごとにそれぞれ作成すること。

8 評価方法

- (1) 提出された企画書の内容等を確認するため、必要に応じて実態調査を行う。
- (2) 産業技術専門学院及び別に定める離転職者等職業訓練・障害者委託訓練の委託先選定に係る企画書評価会議（以下「評価会議」という。）が、別表の評価項目及び評価内容に基づき、訓練コースごと（実施地域、訓練期間ごと）に、提出された企画書について評価を行う。ただし、得点が評価総点数の5割に満たない場合は、委託の対象外とする。
また、提出された企画書が1件のみの場合でも、得点が評価総点数の5割に満たない場合は、委託の対象外とする。
- (3) 評価の結果は、応募者に遅滞なく通知する。
- (4) 評価結果通知日
令和3年2月上旬頃

9 評価対象からの除外（失格事由）

次のいずれかに該当した場合は、評価の対象から除外するものとする。

- (1) 評価会議委員に対して、直接、間接を問わず、故意に接触を求める事。
- (2) 他の応募者と企画提案の内容又はその意思について相談を行うこと。
- (3) 企画書に虚偽の記載を行うこと。
- (4) 応募資格を満たさない者が企画提案をした場合
- (5) 7(1)(2)に示す必要書類が提出されない場合
- (6) 募集要領等に違反すると認められる場合
- (7) 11に定める応募の制限（欠格要件）に該当する者
- (8) その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行うこと。

10 契約の締結

- (1) 委託先内定者に選定されても、委託先として内定したにとどまり、委託契約をもって正式決定とする。

なお、委託先内定者が契約を辞退する等契約に至らない場合は、評価結果において評価が次点の者を委託先内定者とする。

- (2) 実施訓練コースに係る受講希望者の募集は、田辺産業技術専門学院が公共職業安定所を通じて行うこととし、受講者数が確定次第、契約を締結するものとする。

11 応募の制限（欠格要件）

9の(1)、(2)、(3)又は(8)に該当することが明らかになった者、偽りその他不正な行為を行い、又は行おうとしたことが明らかになった者については、不正行為に係る処分を通知した日から5年以内の期間について定め、受託機会を与えないものとする。なお、他の要綱に基づく委託訓練や求職者支援訓練において不正行為があった場合も同様とする。

12 新型コロナウイルスの感染拡大に伴う留意事項

- (1) 緊急事態宣言の発出等により休講等の措置を取る場合は、可能な限り、補講や延長等の配慮をすること。

なお、訓練期間を延長し振替実施を行った場合でも、総訓練時間が増えるものではないことから、委託費の金額は変わらない。

- (2) 訓練を実施する際には、「県感染拡大予防ガイドライン」等の遵守により感染防止対策を徹底すること。

別表

評価項目及び評価内容

1 基礎点

(1) 実施団体に対する評価
雇用保険の適用事業所であること
過去の事業実績からみて、安定した訓練の運営が見込まれる者であること
本社・本部等が県内にあること
(2) 訓練実施体制に関する評価(e-ラーニングコース以外)
最低実施人数（受講者が少人数であっても確実に訓練が実施できること）
施設設備
教室面積が充分確保されていること
訓練時間外に利用できる教室等（自習室：全面禁煙）が設置されていること
建物進入口から教室、実習室等訓練に必要な施設に車いす等で介助なく移動できること
(2) 訓練実施体制に関する評価(e-ラーニングコース)
運営体制
スクーリングとは別に訪問指導が可能であること
施設設備
訓練に必要な訓練機器(パソコン周辺機器)の貸出しが可能であること
(3) 就職支援体制に関する評価
就職支援責任者・担当者の配置
就職支援に係る担当者が配置されていること
職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）第30条の3に規定するキャリアコンサルタントが配置されていること
(4) 見積額に関する評価
見積額が低廉であること

2 審査員評価点

(1) 訓練内容に関する評価
目標とする資格取得に向けた取組が充実していること
これまでのノウハウを活かした訓練効果を高めるための工夫等が充実していること
(2) 就職支援内容に関する評価
今回計画している就職支援の内容が充実していること
障害者の就労支援等に関する実績が豊富であること